

社会保険労務士事務所 あおぞらコンサルティング

どらLetter

〒101-0035

東京都千代田区神田紺屋町 5 矢野ビル 4F 電話:03-3526-4277 FAX:03-3526-4276 担当:見目

最低賃金改定と答申

毎年 10 月に改定される最低賃金額ですが、全ての都道府県で最低賃金額が 決定しました。今回は、改定後の最低賃金一覧とその動向を紹介します。



								11			
都道府県名	H23年度 最低賃金額	H22年 度額	差額	都道府県名	H23年度 最低賃金額	H22年 度額	差額	都道府県名	H23年度 最低賃金額	H22年 度額	差額
北海道	705	691	14	富山	692	691	1	島根	646	642	4
青森	647	645	2	石川	687	686	1	岡山	685	683	2
岩手	645	644	1	福井	684	683	1	広島	710	704	6
宮城	675	674	1	山梨	690	689	1	山口	684	681	3
秋田	647	645	2	長野	694	693	1	徳島	647	645	2
山形	647	645	2	岐阜	707	706	1	香川	667	664	3
福島	658	657	1	静岡	728	725	3	愛媛	647	644	3
茨城	692	690	2	愛知	750	745	5	高知	645	642	3
栃木	700	697	3	三重	717	714	3	福岡	695	692	3
群馬	690	688	2	滋賀	709	706	3	佐賀	646	642	4
埼玉	759	750	9	京都	751	749	2	長崎	646	642	4
千葉	748	744	4	大阪	786	779	7	熊本	647	643	4
東京	837	821	16	兵庫	739	734	5	大分	647	643	4
神奈川	836	818	18	奈良	693	691	2	宮崎	646	642	4
新潟	683	681	2	和歌山	685	684	1	鹿児島	647	642	5
				鳥取	646	642	4	沖縄	645	642	3
資料出所:							1	全国加重	737	730	7

厚生労働省「地域別最低賃金の全国一覧」

・昨年は、全都道府県で10円~30円の引き上げがあったが、 今年は1円~18円と大幅に上げ幅が縮小した。

お知らせ

企業のための介護制度の勉強会

介護支援制度の策定を検討する際に必要な基礎知識を3回にわたりトータルで学習します。

第1回 『介護関係の制度や法律を知る』

平成 23 年 10 月 5 日 (水) 15:00~17:00

第2回 『従業員が親のために知っておきたい介護保険制度』

平成 23 年 10 月 12 日 (水) 15:00~17:00

第3回 『企業の介護支援制度』

平成 23 年 10 月 19 日 (水) 15:00~17:30

ご興味のある回のみのご参加も承ります。

詳細はこちら: http://kigyo-to-kaigo.com/archives/5740863.html



重要!!!

社会保険料、定時決定による標準報酬月額変更

10 月給与から反映になります。 ~ 給与ソフト等の設定変更は大丈夫ですか? ~ 詳細は をチェック! (あおぞら法改正ブログ)

http://blog.livedoor.jp/sr aozora-hokaisei/archives/51285322.html

その他の詳細やご不明な点は弊所担当までお問い合わせください。TEL.03-3526-4277